

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位 数	算定 単位	
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※月5回以上の利用	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11・日割		日割の場合	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2 ※月9回以上の利用	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12・日割		日割の場合	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月4回以下の利用	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月8回以下の利用	447	※1月の中で全部で8回まで
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1 ※月5回以上の利用	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2 ※月9回以上の利用	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1 ※1月4回以下の利用	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2 ※1月8回以下の利用	-4	※1月の中で全部で8回まで
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未実施減算(※1) 事業対象者・要支援1 ※月5回以上の利用	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援2 ※月9回以上の利用		-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	-1
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	事業対象者・要支援1 ※1月4回以下の利用		-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2 ※1月8回以下の利用		-4	※1月の中で全部で8回まで
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の 5%加算		1月につき	
A6	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位の 5%加算		1日につき
A6	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位の 5%加算		1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者 要支援1 ※月5回以上の利用	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者 要支援2 ※月9回以上の利用	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月あたりの回数を定める場合	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240	1月につき	
A6	6116	通所型独自栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50	1月につき	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48

A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	1月につき	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限定) 20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限定) 5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算	

<定員超過の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位 ※月5回以上	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11・日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621単位 ※月9回以上	2,535		1月につき	
A6	8012	通所型サービス12・日割・定超						119単位
A6	8003	通所型サービス21・回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※月4回以下	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・回数・定超						

<看護・介護職員が欠員の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位 ※月5回以上	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11・日割・人欠						
A6	9011	通所型サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621単位 ※月9回以上	2,535		1月につき	
A6	9012	通所型サービス12・日割・人欠						119単位
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※月4回以下	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠						

※1感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。